

経 済 産 業 省

20180914 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第26号
経済産業省貿易経済協力局

「ハイドロフルオロカーボン（HFC）の解釈について」の規程を次のとおり
制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ハイドロフルオロカーボン（HFC）の解釈について」の制定に
ついて

「ハイドロフルオロカーボン（HFC）の解釈について」（平成30年9月2
8日付け輸入注意事項30第26号）を次のとおり制定し、平成31年1月1日
から施行する。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）の解釈について

平成30年9月28日付け経済産業省告示第192号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入割当制となったオゾン層を破壊する物資に関するモントリオール議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン（以下「HFC」という。））の解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定めるHFCの種類等は、次の表のとおりです。

なお、輸入割当て及び輸入承認証の通関状況の記載等は、輸入されるHFCの正味重量（混合物にあつては、当該混合物の全重量に占める該当HFCごとに含有割合を乗じて算出した重量）に該当HFCごとの地球温暖化係数を乗じて得た合計数量により行うこととなっています。

物質名	化学式	地球温暖化係数
グループ I		
1・1・2・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)	CHF_2CHF_2	1,100
1・1・1・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134a)	CH_2FCF_3	1,430
1・1・2—トリフルオロエタン (別名 HFC-143)	CH_2FCHF_2	353
1・1・1・3・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245fa)	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$	1,030
1・1・1・3・3—ペンタフルオロブタン (別名 HFC-365mfc)	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_2\text{CH}_3$	794
1・1・1・2・3・3・3—ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227ea)	$\text{CF}_3\text{CHF}_2\text{CF}_3$	3,220
1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236cb)	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$	1,340
1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236ea)	$\text{CHF}_2\text{CHF}_2\text{CF}_3$	1,370
1・1・1・3・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236fa)	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_3$	9,810
1・1・2・2・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245ca)	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CHF}_2$	693
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5—デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)	$\text{CF}_3\text{CHFCH}_2\text{CF}_2\text{CF}_3$	1,640

ジフルオロメタン (別名 HFC-32)	CH ₂ F ₂	675
1・1・1・2・2—ペンタフルオロエタン (別名 HFC-125)	CHF ₂ CF ₃	3,500
1・1・1—トリフルオロエタン (別名 HFC-143a)	CH ₃ CF ₃	4,470
フルオロメタン (別名 HFC-41)	CH ₃ F	92
1・2—ジフルオロエタン (別名 HFC-152)	CH ₂ FCH ₂ F	53
1・1—ジフルオロエタン (別名 HFC-152a)	CH ₃ CHF ₂	124
グループⅡ		
トリフルオロメタン (別名 HFC-23)	CHF ₃	14,800

2 輸入規制となる物質は、上記1の表のHFC及び当該物質を含む混合物であって、これらを内容物として使用する場合は容器に入ったもの又は輸入の際に用いられる容器から他の容器への移し換え若しくは製品への移し換えを予定しているものをいい、これらを冷媒等として使用するための設備、装置又はエアゾール製品等の最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) 対象となる例

- イ 輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ（再充填禁止容器を含む）、缶又は瓶等の容器に入っているもの。
- ロ HFCを含む混合洗浄剤であって、関税率表 3814.00 に該当し、かつ、前記イに記載の容器に入っているもの。

(2) 対象とならない例

- イ エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの。
- ロ 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの。
- ハ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの（カーエアコンを含む）。
- ニ 発泡製品及びポリウレタン・プレポリマーに含まれているもの。